

○警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（IV・V） 新旧対照表

新	旧
警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領	警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領
制定 令和3年 3月15日 一部改正 令和4年10月18日 一部改正 令和5年 8月23日 <u>一部改正 令和6年 9月27日</u>	制定 令和3年 3月15日 一部改正 令和4年10月18日 一部改正 令和5年 8月23日
第1 趣旨 (略)	第1 趣旨 (略)
第2 要件 (略)	第2 要件 (略)
第3 補助金の算定	第3 補助金の算定
(1) 補助対象経費 (略)	(1) 補助対象経費 (略)
(2) 補助金額の算定 (略)	(2) 補助金額の算定 (略)
(3) 補助基準額	(3) 補助基準額
<u>要綱別表2の補助基準額について、その他経費は以下のとおりとする。</u>	
<u>その他経費 3,497千円</u>	
人件費は次のとおりとし、1時間を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに、以下の時間給に2分の1を乗じた額を加算する。	人件費は次のとおりとし、1時間を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに、以下の時間給に2分の1を乗じた額を加算する。
なお、在宅医療等を提供する場合は、患者における診療事業を対象とする。	なお、在宅医療等を提供する場合は、患者における診療事業を対象とする。
ア 医師 時給額10,100円	ア 医師 時給額10,100円
イ 歯科医師 時給額 <u>4,800円</u>	イ 歯科医師 時給額 <u>4,500円</u>
ウ 看護師 時給額 <u>2,900円</u>	ウ 看護師 時給額 <u>2,800円</u>
エ 薬剤師 時給額2,900円	エ 薬剤師 時給額2,900円
オ 理学療法士 時給額2,900円	オ 理学療法士 時給額2,900円
カ 上記以外(※) 時給額 <u>2,400円</u>	カ 上記以外(※) 時給額 <u>2,500円</u>
※ 「上記以外」には、栄養士、保健師等を含む。	※ 「上記以外」には、栄養士、保健師等を含む。
※ 患者送迎等を行う場合は、職種に関わらずに「上記以外」の時給	※ 患者送迎等を行う場合は、職種に関わらずに「上記以外」の時給

○警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領（Ⅳ・Ⅴ） 新旧対照表

<p>単価とする。</p> <p>第4 交付申請書の提出 (略)</p> <p>第5 実績報告 (略)</p> <p>附 則 この要領は、令和3年3月15日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月18日から施行し、改正後の要領の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年8月23日から施行し、改正後の要領の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和6年9月27日から施行し、改正後の要領の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。</u></p>	<p>単価とする。</p> <p>第4 交付申請書の提出 (略)</p> <p>第5 実績報告 (略)</p> <p>附 則 この要領は、令和3年3月15日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和4年10月18日から施行し、改正後の要領の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年8月23日から施行し、改正後の要領の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。</p> <hr/> <hr/>
---	--